令和８年度９月　日置市農業委員会総会議事録

令和８年９月28日、日置市農業委員会会長梅本昭広は、令和８年度９月総会を日置市役所日吉支所２階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 35 号	農地法第３条許可申請書審議について	(7件)
議案第 36 号	農地転用事業計画変更申請書審議	(1件)
議案第 37 号	農地法第４条許可申請書審議について	(2件)
議案第 38 号	農地法第５条許可申請書審議について	(3件)
議案第 39 号	非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第 40 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(2件)
議案第 41 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(183件)

〈 出席委員 〉 (17人)

１番　梅本　昭広　(会長・議長)	２番　上原　孝一	３番　池田　初男
４番　西園　賢一郎	５番　荒木　信之	
７番　池田　直人	８番　黒葛　クルミ	９番　地頭所　忠一
１０番　山口　義廣	１１番　松崎　秀樹	１２番　赤井田幸男
１３番　宮脇　誠	１４番　佐藤　洋三	１５番　鉾之原　正美
１６番　栫　智治		１８番　滿尾　修一
１９番　楠　眞憲		

〈 欠席委員 〉 (2人)

６番　永野　彰一	１７番　久保　聖子

〈 出席推進委員 〉 (15人)

２０番　下池　健悟	２１番　川畑　直樹	２２番　日髙　公成	２３番　中園　透
２４番　南田　達宏	２５番　土屋　太津朗	２６番　上之原　誠	２７番　宮下　昌己
２８番　濱﨑　浩一	２９番　櫨元　和則	３０番　田中　博視	３１番　有馬　孝一
３２番　鶴田　浩志	３３番　田中　宏和	３４番　加治屋　高遠	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島　春己	次長兼農業振興係長	小園　和仁
農地調整係長	神領　幸一郎	農業振興係	岩下　茜
農地調整係	石塚　健一		

（　開会　9時00分　）

会長　　ただいまから、令和８年度９月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第３項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

なお、（　永野彰一委員、久保聖子委員　）から欠席届が提出されています。

また、農地利用最適化推進委員が15名出席しております。

会長　　それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長　　日程第１、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、９番「地頭所忠一」委員と10番「山口義廣」委員を指名させていただきます。

会長　　次に、日程第２、議案第35号「農地法第３条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局　２頁から３頁の７件です。

事務局　番号１の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,845㎡、作物は水稲です。

番号２の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,847㎡、作物は甘藷です

番号３の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,853㎡、作物は水稲です。

番号４の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,509㎡、作物は野菜・果樹等です。

番号５の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,041㎡、作物はライムです。

番号６の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,029㎡、作物はライムです。

番号７の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,918㎡、作物は野菜です。

以上、計７件について、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　　現地調査員の報告をお願いします。

２番　　議案第35号の番号１について報告いたします。

令和８年９月25日、私と副の濱﨑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

４番　　議案第35号の番号２について報告いたします。

令和８年９月22日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

５番　　議案第35号の番号３について報告いたします。

令和８年９月21日、私と副の栫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番　議案第35号の番号４について報告いたします。
令和８年９月23日、私と副の櫨元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び一部草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番　議案第35号の番号５について報告いたします。
令和８年９月26日、私と副の宮脇委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番　議案第35号の番号６について報告いたします。
令和８年９月26日、私と正の宮脇委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番　議案第35号の番号７について報告いたします。
令和８年９月18日、私と正の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1

会長　はい、ありがとうございました。議案第35号のすべての案件について、許可相当との報告をいただ

きました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　質疑ございませんので、議案第35号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第28号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長　次に、日程第３、議案第36号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
なお、本案は日程第５、議案第38号「農地法第５条許可申請書審議」の番号２と関連がありますので、併せて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　資料の11頁をご覧ください。この内容は議案第38号の番号２と関連がございますので一括して申し上げます。
まず11頁の議案第36号の番号１ですが、令和７年３月５日付けで、貸駐車場を計画し転用許可済です。申請人は運送業を行っていますが、グループ会社の駐車場が手狭で、駐車場を探してほしいと相談を受けたため、用地を確保できたことから、今回、事業計画の変更をするもので、隣地の雑種地を一体利用するものです。
以上、事業計画変更申請書審議の番号１については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当と判断しました。
議案第38号の番号２の転用目的は貸駐車場です。
以上１件、農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　現地調査員の報告をお願いします。

16番　議案第36号の番号１と議案第38号の番号２について、一括して報告いたします。
令和８年９月23日、私と副の宮下委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約０．５ｈａと小集団の生産性の低い農地であるので、第２種農地の「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
申請地と一体的事業を行う農地以外の土地利用見込は有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

会長　はい、ありがとうございました。
議案第36号の案件と関連する議案第38号の番号２の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　質疑ございませんので、議案第36号の案件と関連する議案第38号の番号２の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第36号の案件と関連する議案第38号の番号２の案件について、承認及び許可す

ることに決定しました。

会長　　次に、日程第４、議案第37号の「農地法第４条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局　資料の14頁をご覧ください。２件です。
番号１の転用目的は物置・車庫です。すでに転用済のため始末書を付しての申請です。
番号２の転用目的は駐車地です。既に転用済のため始末書を付しての申請です。
以上２件、農地法第４条第６項各号に該当しないので許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　　現地調査員の報告をお願いします。

13番　　議案第37号の番号１について報告いたします。
令和８年９月24日、私と副の櫨元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約０．５ｈａと小集団の生産性の低い農地であるので、第２種農地の「その他の農地」と判断しました。
資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地、農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第４条第６項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番　　議案第37号の番号２について報告いたします。
令和８年９月24日、私と副の宮下委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、住宅・事業の用に供する施設、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が約０．１ｈａであるので、第２種農地の「市街地近接農地」と判断しました。
資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地、農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第４条第６項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長　　はい、ありがとうございました。
議案第37号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場　　〔質問・意見等なし〕

会長　　質疑ございませんので、議案第37号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　　〔賛成多数〕

会長　　賛成多数です。議案第37号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長　　次に、日程第５、議案第38号の「農地法第５条許可申請書審議」の番号２以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局　番号１の転用目的は、作業用地、権利種別は２年６ヶ月の賃借権設定です。すでに転用済のため、始末書を付しての申請です。

番号３の転用目的は、一般住宅、権利種別は30年の使用貸借権設定です。

以上、２件、農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　現地調査員の報告をお願いします。

３番　議案第38号の番号１について報告いたします。

令和８年９月23日、私と副の中園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.03ｈａと小集団の生産性の低い農地であるので、第２種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番　議案第38号の番号３について、報告いたします。

令和８年９月26日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約８．６ｈａと小集団の生産性の低い農地であるので、第２種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長　はい、ありがとうございました。

議案第38号の番号２以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問･意見等なし〕

会長　質疑等ございませんので、議案第38号の番号２以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第38号の番号２以外の案件について、許可することに決定しました。

会長　次に、日程第６、議案第39号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局　資料の22頁をご覧ください。３件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号１、番号２については、20年以上経過した宅地です。

番号３については、20年以上経過した道路です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　現地調査員の報告をお願いします。

6番　議案第39号の番号1について報告いたします。

令和8年9月22日、私と副の上之原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番　議案第39号の番号2について報告いたします。

令和8年9月19日、私と副の土屋委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番　議案第39号の番号3について報告いたします。

令和8年9月19日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号道路で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長　はい、ありがとうございました。議案第39号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　質疑等ございませんので、議案第39号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第39号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長　次に、日程第7、議案第40号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　資料の26頁からになります。議案第40号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。

番号1　東市来町湯田　　登記地目は畑　登記面積は　480㎡です。

番号2　吹上町湯之浦　　登記地目は田　登記面積は　1,118㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「原野」と判断しました。

以上、田1筆、1,118㎡、畑1筆、480㎡、合計1,598㎡、です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願いします。

会長　はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　　質疑等ございませんので、議案第40号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　　〔賛成多数〕

会長　　賛成多数ですので、議案第40号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長　　次に、日程第８、議案第41号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

２番　　〔退　席〕

会長　　事務局の説明を求めます。

事務局　上原孝一委員が関係する案件です。31頁の番号４番から番号８までと、47頁の番号１から番号４です。貸借です。
この案件につきましては、借人が上原委員と２親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
面積について、畑が16,413㎡、計16,413㎡、利用権設定数は９筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項第２号及び第３号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　　何かご質問等は、ありませんか。

議場　　〔質問・意見等なし〕

会長　　質疑等ありませんので、議案第41号の番号４から番号８までと、47頁の番号１から番号４までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　　〔賛成多数〕

会長　　賛成多数です。議案第41号の番号４から番号８までと、47頁の番号１から番号４までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
上原委員に着席の連絡をしてください。

２番　　〔着　席〕

会長　　次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

９番　　〔退　席〕

会長　　事務局の説明を求めます。

事務局　次に地頭所忠一委員が関係する案件です。
32頁の番号14から37頁の番号74番までと、38頁の番号87です。貸借です。
面積について、田が40,849㎡、計40,849㎡利用権設定数は62筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項第２号及び第３号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　　何かご質問等は、ありませんか。

議場　　〔質問・意見等なし〕

会長　　質疑等ありませんので、議案第41号の番号14番から74番までと番号87の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　　〔賛成多数〕

会長　　賛成多数です。議案第41号の番号14番から74番までと番号87の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
地頭所委員に着席の連絡をしてください。

９番　　〔着　席〕

会長　　次に、田中宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番　　〔退　席〕

事務局　　次に田中宏和委員が関係する案件です。

44頁の番号150から番号156までです。貸借です。

面積について、田が4,679㎡、計4,679㎡利用権設定数は７筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項第２号及び第３号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　　何かご質問等は、ありませんか。

議場　　〔質問・意見等なし〕

会長　　質疑等ありませんので、議案第41号の番号150から番号156までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　　〔賛成多数〕

会長　　賛成多数です。議案第41号の番号150から番号156までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

田中宏和委員に着席の連絡をしてください。

33番　　〔退　席〕

会長　　次に、議案第41号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局　　資料の31項から47頁です。貸借です。

面積について、田が60,401㎡、畑が8,227㎡、計68,628㎡、利用権設定数は105筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項第２号及び第３号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　　何かご質問等は、ありませんか。

議場　　〔質問・意見等なし〕

会長　　質疑等ありませんので、議案第41号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　　〔賛成多数〕

会長　　賛成多数です。議案第41号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長　　以上で、本日の審議は終了しました。

令和８年度９月総会を閉会します。

（　閉会　9　時　44　分　）

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会　長　梅本弘広

9番　地頭所忠一

10番　山口義廣